

## 「自転車安全利用五則」をまもりましょう!

自転車はとても便利で環境にやさしい乗り物です。ところが、間違った乗り方や、ルール・マナーを無視した 乗り方は重大な交通事故につながることもあります。正しいルールを知り、安全に自転車を利用しましょう。



道路交通法上、自転車は軽車両と 位置づけられています。したがって、 歩道と車道の区別のあるところは 車道通行が原則です。

車道は左側を通行

自転車は、車道の左側に寄って 通行しなければなりません。

歩道は歩行者優先です。 歩道を走るときは車道寄りを徐行

自転車が歩道を通行する場合は、原則、 車道寄り部分を徐行※1しなければなりま せん。また、歩行者の通行を妨げるような 場合には、一時停止、または自転車から降 りて押して歩きましょう。



「普通自転車走行指定部分」 の標示

- 歩道 車道
  - 通行部分 通行部分

- ●歩道に**「普通自転車走行指定部分」**があるときは その部分を徐行する。
- ●「普通自転車走行指定部分」を通行していて、歩行者 がいないときには、歩道の状況に応じた安全な速度※2 と方法で通行することができます。
- ※1「徐行」とは、直ちに停止できるような速度で通行することで、 速度の目安は「ふらつかない程度に走行できる最も遅い速度」
- とされています。 ※2「安全な速度」とは、すぐに徐行できる速さをいいます。

母全ルールを守る

自転車を利用するときの「安全ルール」 が法律等に定められています。 ルールをしっかりと守って安全に 乗りましょう。





一時停止·安全確認







※傘を差しながら、携帯電話などを使用しながらの運転も禁止されています

子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児を自転車に乗車させるときは、 乗車用ヘルメットをかぶせましょう。

## **札幌市自転車利用総合計画〈概要版〉**(平成24年3月発行)

札幌市市民まちづくり局総合交通計画部交通計画課 TEL. (011)211-2275

E-mail: sogokotsu3@city.sapporo.jp

URL: http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/shisaku/jitennsya/jitensya-keikaku.html





札幌市

•••••••••••••••